

楽しくやろうや！ やれることやろうや！ challenge for the childrenや！

PTAニュース

～検討会結果報告～

令和元年(2019年)11月7日
西宮市立上ヶ原小学校PTA

総務

いつもPTA活動にご協力いただき、ありがとうございます。

10月より総務および委員有志で開催していましたPTA活動に関する検討会の結果をご報告します。

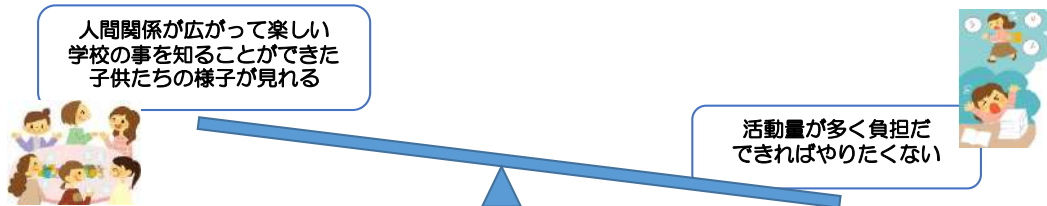
【PTA活動の現状】

現在の上ヶ原小学校のPTA活動は、学校や地域の方々との協力の元、大変充実した内容になっています。

これは、今まで役員、委員をされた方々が、子供たちのために思い努力された結果です。

しかし、時代の流れとともに共働きの家庭が増え、以前より多忙な中でPTA活動に参加する保護者が増加しています。

そのため、PTA活動に対して、プラスになる側面以上に「負担」というマイナスの側面ととらえる人が多数になっている状態です。



PTA活動は「子供たちのため」のボランティアです。

ですが、今はみんな公平に負担することが前提となっています。

そのため、委員選出から免除してもらうためには申請や周囲からの承認が必要であり、できないことに対する後ろめたさを感じる人もいます。

【活動内容変更の提案】

○大多数の方が重要視している地区愛護は 活動内容を子どもの見守りに特化

○地区愛護部以外の活動は

- ・ やりたい人が自分たちで考えたやり方で活動できる
- ・ 少しでも協力できることがあれば気軽に参加できる

そんな体制にしてはどうかということで、右のような変更を提案します。

【負担の軽減】

- 学年部と委員会の兼務の廃止
- 地区愛護部の活動を、子供の見守りに特化

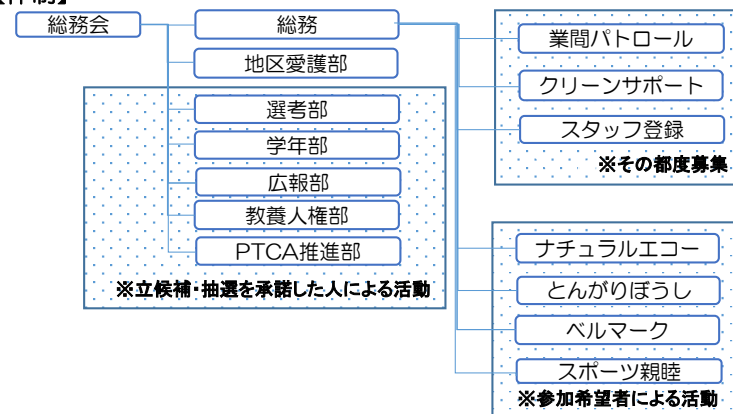
【委員選出方法の変更（地区愛護部を除く）】

- 「抽選免除の承認」の申請から、「抽選参加の承諾」の申告へ
- 各部の定数削減

【やりたいときに活動】

- スタッフ登録は年度初めに登録ではなく、その都度募集する形へ
- 従来の委員会活動は、その都度募集する形もしくはサークル活動へ

【体制】



【終わりに】

「立候補」や「委員の抽選してもいいよ」という人だけでPTAが成り立つのか、心配される方もいると思います。

ですが、子供のために本当に必要な活動までもがなくなるとは思いません。なぜなら、皆さんは、これまで責任感を持って役員・委員活動をしてこられ、大半の方はスタッフ登録もしています。そんな素晴らしい保護者に支えられた上小PTAなので、できる協力はしてください！と考えています。

上小の子供たちのため、そして何より、愛する我が子のため。無理のない範囲で、自分たちで考え、自由に、充実したPTAと一緒に作りませんか。

*別途ご案内を配布している通り、11月16日(土)・18日(月)に、この改革案についての説明会を開催いたします。現時点でお知らせしている内容はあくまで「案」ですので、不安・不満に思う点などを聞かせていただき、よりよい活動につなげていきたいと思っています。ご多忙かとは存じますが、どうぞご出席くださいますよう、お願いいたします。

PTAニュース

～説明会のご報告～

令和元年(2019年)12月2日

西宮市立上ヶ原小学校 PTA

総務

いつもPTA活動にご協力いただき、ありがとうございます。
11月16日・18日の「これからのPTAについての説明会」にご参加いただき、
本当にありがとうございました。

この説明会で賛同いただける声、不安・心配されている声など、たくさんのご意見をいただきました。
それぞれ意見は違いますが、PTA活動をより良いものにしたいという気持ちは同じだと感じました。
貴重なご意見をありがとうございました。

説明会で皆さまから頂いたご意見を報告させていただきます。
PTAについての大切なことですので、頑張って読んでいただけたらうれしいです!

●『一人一回委員経験をする』について

- 一度経験したらわかることがたくさんある
- 活動を維持するためには必要
- なくすと活動に無関心な人が増えそう
- 委員活動に関わる人に偏りがでて、参加してくれる人の負担が増える
- PTA活動への参加は義務ではない
- 人それぞれ事情がある

●体制変更のスピードについて

- 以前在学していた学校で、今回と同様の体制変更を経験したが大きな混乱はなかった
- 急な変更についていけない

●PTAの活動方法について

- 委員会をサークル化する場合、コントロールする人が必要ではないか
- 選考部の担い手が出ない場合などに、総務役員の負担が増えることにならないか
- 委員が集まらない場合に活動休止とすると、重要な活動がなくなるか心配
- もっと活動が分かるように報告してほしい
- 多くの人がやりたくないと言っていることに集まる意義があるのか疑問

●免除申請について

- 今までもプライバシーには配慮し、大勢の前で話をしなくてもいいようにしてきた
- 義務ではないPTA活動の免除申請のために、プライベートな事情を話すことは問題
- 抽選免除の承認をもらう際、みんなの前で話をするなど、つらい思いをしたことがある

下記日程にて「これからのPTAについての説明会」を追加開催します。
お子様連れでも参加していただけますので、お気軽にご参加ください!

①12月11日(水)19時～ PTA室 ②12月13日(金)10時～ PC教室(変更する場合があります)

●その他の質問

- 小連体や西同協(西宮市人権・同和協議会)など外部団体に参加しているが、その活動に影響はでないのか?
【回答】
 - 小連体は、6年学年部が代表にならなくても、参加希望者から代表を選出し、参加することが可能
 - 西同協は、教養人権部が発表しなくても、総務が代行することが可能
- 上小は四者(青愛協・SC21・学校・PTA)のつながりがあり、お互い協力している今後その関係が維持できるのか?
【回答】
委員・役員だけでなく、都度募集を増やすことで、会員全員で維持していく地域の方に多大な協力をしていただいていることを、今後はおたよりやHPで知らせていく
- PTAが縮小することで、学校行事が縮小されることはあるのか?
【回答】
学校行事が縮小されることはない
- PTAへの加入・非加入で、子供が不平等な扱いをうけることはあるのか?
【回答】
全ての子供に対する活動なので、加入・非加入の区別はしない

噂ばかりでわからない

- 噂は聞く人によりとらえ方が違う。また活動に関する負担感も人それぞれ違う。活動内容が実際にはどうなのか、それを自分の目で確かめて判断できるようになれば、活動に参加しやすくなるのではないかと。



きっと大丈夫!

- いろいろ調べた結果、同様の改革を行った学校でPTA活動がなくなった事例はほとんど見当たらなかった。また、自主的な活動に変更することにより、活動しやすくなった学校がほとんどであった。



地区愛護部も...

- 今も地区により負担が大きいところがある、今後は地区愛護の活動も検討してほしい。
- PTA加入・非加入に関わらず、子供の安全に関わる地区愛護活動には参加して欲しい。



何のため、誰のために

- 子供のための活動なのに、活動のために子供一人を留守番させることがあり、本末転倒だと感じた。何のため、誰のためのPTA活動なのか。



～最後に一言～

一人一回委員経験をすることでわかることは、本当にたくさんあります。ですから、今まで同様、**『一人一回委員経験をすることを推奨する』という考え方は変わりません。**

PTAは任意で参加するボランティアです。
人の善意によってはじめて成り立つものです。
そして、子供たちの学校生活がより良くなるようにと願う、保護者と先生の集まりです。

上小のすべての子供たちのため、そしてなにより愛する我が子のため、
みんながより活動しやすい上小PTAを作り上げていきませんか!

説明会資料は、ホームページよりご覧ください。



PTAニュース

令和2年(2020年)1月24日
西宮市立上ヶ原小学校 PTA

～会則案討議結果のご報告～

総務

いつもPTA活動にご協力いただきありがとうございます。
会員の皆様よりいただいた会則案についてのご意見を1月総務会で討議しましたので、
結果をご報告いたします。

- 第4条2項「非会員に対し、入会を強制せず、入会しないこと自体に関する非難をしないこと」は、個人の思想や感情に関することではないか？
→ 「PTAに加入しない人にも様々な事情があるので、思いやりをもって接して欲しい」という趣旨で入れた条文です。
文面からその趣旨がわかりづらいため、「非会員に対し、入会を強制せず、入会しないことを非難しない」に変更します。
- 第4条5項「会員に不当・過大な負担が生じていないか注意すること」の、注意する手段が明確ではない。
→ 「誰もが負担に感じることがないよう、みんなが配慮し合いながらPTA活動にたずさわって欲しい」という趣旨で入れた条文です。
これは活動する際の留意事項ですので、そのまま残します。
- 第4条6項「前例・役員・委員その他一部会員の意見・本件外部者の意見などを重視するあまり、会員の多数意見から離れた運用とならないよう・・・」の内容が詳細すぎる。
→ 時代の変化により、多くの方がPTA活動に時間を費やすことが難しくなっているのが現状ですので、「経験者の意見や前例などにとらわれず、自分たちがやりやすいよう活動して欲しい」という趣旨で入れた条文です。
これは活動する際の留意事項ですので、そのまま残します。
- 第11条8項「総務会は、総務会決議に基づき、第3項及び第4項に定める者以外の出席・意見陳述・議決権行使を許可することができる」とあるが、総務会出席者のみで決議するべきではないか？
→ 話の経緯を知らない状態で議決権を行使する可能性が出てくるため、「出席・意見陳述」は可能とし、「議決権行使」は不可とします。
- 選考部が独立したり、総務が次期役員選考に関わることに反対。
- 部員がいなくにより、選考部が機能しないという事態にならないようにするべき。
→ 選考部が活動できない場合、これまで同様各部から選考委員を選任することにします。
ただし、電話での勧誘はなくし、PTA会員全員からの情報提供に基づき総務役員を選出したいと考えています。

※ お配りした「上ヶ原小学校PTA会則 改正案」の一部に誤記がありましたので、訂正いたします。

- 第8条3項 (誤) 会長は、**第11条第3項2号ないし4号**記載の者の過半数の要求があった場合、または会員の4分の1以上の要求があった場合には、臨時総会を招集しなければならない。
(正) 会長は、**第11条3項2号ないし3号**記載の者の過半数の要求があった場合、または会員の4分の1以上の要求があった場合には、臨時総会を招集しなければならない。
- 第11条6項 (誤) 総務会決議は、出席者(第4項に定める者に**定める者及び第8項により議決権行使を許可された者**が出席した場合、これらの者も含む)の3分の2以上の同意をもって行う。
(正) 総務会決議は、出席者(第4項に定める者が出席した場合、これらの者も含む)の3分の2以上の同意をもって行う。

- 委任状の選択肢を「賛成」「反対」「決定事項に委任」の三択にして欲しい。
→ 「**決定事項に委任**」が多数になると判断がつかなくなります。
今後のPTA活動についての大切な決議ですので、皆さまによく考えていただき「賛成」か「反対」のどちらかを選択していただきたいです。
- 会則の条文ごとに賛否を決めて欲しい。
→ 今回の会則案は、条文が関連しあっています。そのため、一部の条文が否決されることにより、全体のつじつまが合わない事態になる可能性があります。
そのため、今回は一括で賛否を決めさせていただきます。

最新の会則案は、委任状と一緒に配布しておりますので、内容の方ご確認ください。
また、会則案についての解説については、右記QRコードより読み込むか、PTAホームページ (<https://uegaharasyo-pta.jimdofree.com/>)の「PTAについて」のリンクよりご覧いただけます。



★ 臨時総会開催のお知らせ ★

昨年より提案させていただいております会則変更についての臨時総会を、下記日程で開催します。
今後のPTA活動に関わる大切な議案ですので、ご多忙の折とは存じますが万障お繰り合わせの上、ご出席くださいますようお願いいたします。

なお、やむを得ずご欠席の場合は、先日配布しました委任状にボールペンで自筆署名し、1月31日(金)までに担任の先生にご提出ください。

よろしくお願いいたします。

日時：2月5日(水) 15:00～15:30 (予定)

場所：2階ワークスペース

※お子様連れで参加いただいても大丈夫です。



～子供たちの安全等への配慮のために～

- ◆ 車では来校できません。
- ◆ 来校時は必ず名札をつけましょう。
- ◆ 上履き・スリッパをご持参ください。
- ◆ 自転車・バイク・ベビーカーは藤棚の下に駐輪してください。

※ 先日、全家庭に臨時総会のご案内(出席届・委任状を兼ねています)をお配りしましたが、お手元にご案内がない方がいらっしゃいましたら、総務までメール等でご連絡ください。
メールアドレス：<省略>